

平成 2 9 年第 1 回

上小阿仁村議会定例会

会 議 録

平成 2 9 年 3 月 2 日 (開会)

平成 2 9 年 3 月 1 4 日 (閉会)

日程第5 議案第1号 上程・採決

○議長（小林信） 日程第5 議案第1号 平成28年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林博隆） 定例会予算議案の1ページをお願いします。

議案第1号 平成28年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のように専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお願いします。

専決第1号 専決処分書

平成28年度上小阿仁村一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のように専決処分する。

3ページになります。

平成28年度上小阿仁村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算のうち、歳出予算を組み替えるものとする。

内容につきましては、7ページ、8ページをご覧ください。歳出であります。

2款総務費 1項総務管理費 14目財政調整基金費 1,760万円の減額です。

25節積立金 財政調整積立金として1,760万円を減額するものであります。これにつきましては、この後、ご説明いたします除排雪委託料の財源として減額するものであります。

8款土木費 2項道路橋りょう費 1目道路維持費 1,760万円の追加であります。13節委託料、道路除排雪委託料として1,760万円の追加であります。

これにつきましては、行政報告でありましたとおり1月に雪が多く降りまして、そのために出勤回数が増えたことによりまして、除排雪委託料を追加したということでございます。

以上です。

採決

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第1号 平成28年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分について、承認を求める件を採決いたします。

本案は討論を省略し、報告どおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって本案は報告どおり承認されました。

日程第 6 議案第 2 号 上程・採決

○議長（小林信） 日程第 6 議案第 2 号 沖田面地区統合簡易水道送配水管布設等工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。産業課長兼建設課長。

○産業課長兼建設課長（武石晋） 第 1 回上小阿仁村村議会定例会提出議案をお開きください。1 ページ、2 ページになります。

議案第 2 号 沖田面地区統合簡易水道送配水管布設等工事請負変更契約の締結について

平成 28 年 8 月 31 日契約締結した沖田面地区統合簡易水道送配水管布設等工事の請負契約を、次のおとり変更し契約したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の所得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1. 契約の目的 変更なし
2. 契約の金額 「金 8,683 万 2,000 円」を「金 8,721 万 5,400 円」に変更するものでございます。
3. 契約の相手方は変更なしでございます。

内容につきましては、大林配水池の地盤改良の一部変更に伴う増減となっております。

2 ページにつきましては、仮契約書でございます。

以上でございます。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

採決

○議長（小林信） これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

議案第 2 号 沖田面地区統合簡易水道送配水管布設等工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案どおり決して、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第 7 議案第 3 号から日程第 17 議案第 13 号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第 7 議案第 3 号 平成 29 年度上小阿仁村一般会計予

算についての件から、日程第 17 議案第 13 号 平成 29 年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについての件まで、11 件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております 11 件の提案理由の説明は、付託する委員会で求めることとし、説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 異議なしと認めます。よって、提案理由の説明は省略することに決定いたしました。

○議長(小林信) 議案第 3 号から議案第 13 号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 18 議案第 14 号から日程第 28 議案第 24 号 上程・付託

○議長(小林信) 日程第 18 議案第 14 号 平成 28 年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件から、日程第 28 議案第 24 号 平成 28 年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについての件まで、11 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(小林博隆) 定例会提出予算議案の方になります。10 ページをお願いします。

議案第 14 号 平成 28 年度上小阿仁村一般会計補正予算であります。

平成 28 年度上小阿仁村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,072 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25 億 6,762 万 9,000 円とするものであります。

第 2 条ですが、繰越明許費です。地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第 2 表 繰越明許費」による。

第 3 条 既定の地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

内容につきましては 14 ページをお願いします。

繰越明許費であります。繰り越しいたしますのは、2 款総務費 3 項戸籍住民基本台帳費 事業名が個人番号カード交付事業 20 万 2,000 円ございます。これはカード発行関連事業委託料でございます。

4 款衛生費 2 項清掃費 事業名が北秋田市クリーンリサイクルセンター建設事業 1 億 1,171 万 4,000 円です。繰越により 28 年度と 29 年度の事業量を、予算面において平準化するものでございます。

6 款農林水産業費 2 項林業費 事業名、高能率生産団地路網整備事業 166

万5,000円でございます。県営事業で開設する林業専用道に対する負担金でございます。

15ページをお願いします。

過疎対策事業債について2億7,480万円のものを、2億6,160万円とするものでございます。1,320万円の減額になりますが、これは簡易水道事業工事の確定によるものでございます。

次に19、20ページをお願いいたします。最初に歳入であります。

今回の補正につきましては、歳入歳出とも実績によるものが主なものでありますので、金額の大きいものだけを説明させていただきたいと思っております。

1款村税 1項村民税 1目個人382万円の追加。これは1節現年課税分、村民税382万円の追加で、実績によるものでございます。

次に23、24ページをお願いします。

20款村債 1項村債 2目過疎対策事業債1,320万円の減額 1節過疎対策事業債 簡易水道事業1,320万円の減。これは沖田面地区統合簡易水道工事費の確定によるものでございます。

次に25、26ページをお願いします。

2款総務費 1項総務管理費 8目自治振興費608万6,000円の減額でございます。主に7節賃金、地域おこし協力隊賃金398万4,000円の減で、3名の計上に対し2名が欠員となったことによるものでございます。

11目地域公共交通費375万円の減額です。19節負担金補助及び交付金の通勤、通学等助成金375万円の減額で、実績によるものでございます。

27、28ページをお願いします。14目財政調整基金費8,311万7,000円の追加であります。財政調整基金積立金として追加するものでございます。

次に29、30ページをお願いします。

3款民生費 1項社会福祉費 3目老人福祉費535万円の追加。主に28節繰出金で介護保険事業特別会計への繰出金に585万5,000円を追加するものです。6目障害者福祉費76万9,000円の追加です。20節扶助費が細節の合計で119万円の減額の他に23節償還金利子及び割引料、障害者福祉サービス費返還金215万9,000円の追加でございます。これは27年度分の精算によるものです。

次に31、32ページをお願いします。

2項児童福祉費 2目保育園費252万8,000円の減額です。主に7節賃金 補助賃金210万円の減額によるもので、10人の募集に対し、雇用が9人に留まったことが大きな要因でございます。

33、34ページをお願いします。

4款衛生費 4項水道費 1目水道費1,070万円の減額。これは主に28節繰出金、簡易水道事業特別会計繰出金1,050万円の減額でございます。統合簡易

水道事業工事費の実績分として減額するものがございます。

6 款農林水産業費 1 項農業費 3 目農業振興費 843 万 4,000 円の減額。これは主に 28 節繰出金、農業集落排水事業特別会計繰出金 542 万 2,000 円の減額です。施設管理費分として減額するものがございます。

35、36 ページをお願いします。2 項林業費 1 目林業総務費 355 万 6,000 円の減額です。これは主に 13 節委託料、森林認証取得委託料 257 万 9,000 円の減額で入札差額によるものです。

37、38 ページをお願いします。

8 款土木費 2 項道路橋りょう費 1 目道路維持費 1,110 万円の減額です。13 節委託料 測量設計委託料 530 万円の減と道路施設点検委託料 300 万円の減、それから 15 節工事請負費、村道補修工事 280 万円の減。いずれも社会資本整備総合交付金分配金の減額によるものがございます。2 目橋りょう維持費 1,900 万円の減額です。これは主に 15 節工事請負費、橋りょう補修工事 1,600 万円の減額で、同じく社会資本整備総合交付金分配金の減によるものがございます。

8 款土木費 6 項下水道費 1 目下水道費 275 万 5,000 円の減額です。28 節繰出金 下水道事業特別会計繰出金で、施設管理費分として減額するものです。

41、42 ページをお願いします。

10 款教育費 3 項中学校費 2 目教育振興費 454 万 9,000 円の減額です。これは主に 18 節備品購入費、職員用パソコンシステム購入費の減で、入札差額によるものです。

以上です。

○議長（小林信） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（加藤浩二） 同じく予算関係議案の 44 ページをお開きください。

議案第 15 号 平成 28 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第 3 号)であります。

平成 28 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 463 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 5,581 万 1,000 円とするものがございます。

内容につきましては 51 ページ、52 ページをご覧ください。歳入でございます。

3 款国庫支出金 2 項国庫補助金 1 目財政調整交付金 18 万 9,000 円の減額でございます。特別調整交付金の額の決定によるものがございます。

7 款共同事業交付金 1 項共同事業交付金 1 目高額医療費共同事業交付金 396 万 3,000 円の減額であります。1 節高額医療費共同事業拠出金、拠出額が決定したことによるものでございます。2 目保険財政共同安定化事業交付金 857 万 7,000 円の減額であります。保険財政共同安定化事業の交付金の額決定によるものでございます。

9 款繰入金 2 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金 890 万 4,000 円の追加でございます。交付金等の額が決定したことにより、実績見込額として追加するものでございます。

次のページをお開きください。歳出でございます。

2 款保険給付費 1 項療養諸費 1 目一般被保険者療養給付費、こちらにつきましては補正額なしの財源の更正となっております。2 款保険給付費 2 項高額療養費 1 目一般被保険者高額療養費、こちらも財源更正となっております。

7 款共同事業拠出金 1 項共同事業拠出金 1 目高額医療費拠出金 47 万 3,000 円の減額であります。19 節負担金補助及び交付金として、共同事業の拠出金の額が決定したことによるものでございます。2 目保険財政共同安定化事業拠出金 397 万 3,000 円の減額であります。19 節負担金補助及び交付金として 397 万 3,000 円の減額は、共同安定化事業拠出金の額が決定によるものでございます。

11 款諸支出金 2 項繰出金 1 目直診勘定繰出金 18 万 9,000 円の減額でございます。28 節繰出金は直診勘定への繰出金の実績見込みによる減額となっております。

○議長（小林信） はい、副村長。

○副村長（鈴木壽美子） 58 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 16 号 平成 28 年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算(第 3 号)でございます。

平成 28 年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 902 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1 億 2,055 万 3,000 円とする補正でございます。

内容につきましては 65 ページ、66 ページをお開きいただきたいと思います。いずれにしても、補正予算につきましては決算見込みでございますので、よろしく願いいたします。

1 款 1 項 1 目診療報酬収入でございます。医科診療収入と歯科診療収入の減額が 649 万 8,000 円でございます。

3 款繰入金 1 項繰入金 1 目繰入金 186 万 8,000 円の減額でございます。これにつきましても一般会計繰入、国民健康保険事業勘定からの繰入れにつきましても、決算見込みとしております。

69 ページ、70 ページお開きいただきたいと思います。歳出でございます。

1 款総務費 1 項施設管理費 1 目一般管理費でございます。391 万 7,000 円の減額であります。これにつきましては人件費並びに賃金、補助賃金のところはパート事務ということみておりましたけれども、お願いしていなかったということで、今回減額させていただきました。11 節需用費につきましては、燃料費 81 万円、光熱費が 26 万 8,000 円ということで、107 万 8,000 円を減額するものでございます。

2 款医業費 1 項医業費 1 目医業費 494 万 4,000 円の減額でございます。主なものとして 13 節委託料 391 万 6,000 円の減額でありまして、これもそれぞれの委託料の決算見込みとしてあげております。

以上でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（小林信） 特別養護老人ホーム施設長。

○老人ホーム施設長（小林雄幸） 同じく 76 ページをお開きください。

議案第 17 号 平成 28 年度上小阿仁村特別養護施設特別会計補正予算（第 3 号）であります。

平成 28 年度上小阿仁村特別養護施設特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算のうち、歳出予算を組み替えるものとする。

80 ページ、81 ページをお開きください。歳出であります。

1 款 1 項 1 目一般管理費 1,166 万 9,000 円の減額でございます。主なものは人件費の減額でございます。

次のページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目財政調整基金積立金 1,400 万 6,000 円の追加でございます。これは歳出の予算総額にあわせた調整金額でございます。

以上でございます。

○議長（小林信） 産業課長兼建設課長。

○産業課長兼建設課長（武石晋） 87 ページをお開きください。

議案第 18 号 平成 28 年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計補正予算

平成 28 年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 2,660 万円を減額し、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 3,208 万 5,000 円とするものでございます。

94 ページ、95 ページをお開きください。歳入でございます。

使用料及び手数料 1 目簡易水道使用料につきましては、本年度の実績見込みにより 290 万円を減額してございます。

5 款繰入金 1,050 万円。同じく村債 簡易水道事業債 1,320 万円につきましては、統合簡易水道事業工事实績に伴う減額となっております。

96 ページ、97 ページをお開きください。歳出。

1 款総務費 1 項簡易水道管理費でございます。統合地区の会員につきましては、電気料等の実績見込みで減額等による減額となっております。なお、その他の実績についても請負差額等の減額になってございます。

2 款 1 項施設整備費 沖田面地区簡易水道事業費につきましては、実績により、請負差額分を減額してございます。

以上でございます。

続きまして 99 ページをお開きください。

議案第 19 号 平成 28 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算でございます。

平成 28 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 542 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 7,047 万 9,000 円とするものでございます。

106 ページ、107 ページをお開きください。

3 款繰入金 一般会計繰入金 542 万 2,000 円を減額するものでございます。内容につきましては 108 ページ、109 ページをお開きください。

1 款総務費 1 項総務管理費でございます。一般管理費、備品購入費でございますが、管理車両の購入実績によりまして減額をしてございます。公課費につきましては、中間申告の消費税分が不足してございましたので、増額となっております。2 項施設管理費につきましては、光熱水費実績見込みによる減額となっております。13 節委託料 15 節工事請負費につきましては、請負差額、実績見込み額で減額をしてございます。

以上でございます。

続きまして 111 ページをお開きください。

議案第 20 号 平成 28 年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算

平成 28 年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 275 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,350 万 8,000 円とするものでございます。

118 ページ、119 ページをお開きください。

一般会計からの繰入金 275 万 5,000 円を減額するものでございます。

120 ページ、121 ページをお開きください。

1 款総務費 1 項総務管理費でございます。一般管理費につきましては、消費税の中間見込み額が減になりましたので、減額をしております。施設管理費につきましては、燃料費、光熱水費、電気料等の実績見込みにより減額をしております。13 節委託料、施設管理委託料、請負差額による実績見込みにより減額をしております。

2 款 1 項公債費につきましては、財源更正をしております。

以上でございます。

○議長（小林信） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（加藤浩二） 同じく 123 ページをお開きください。

議案第 21 号 平成 28 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算でございます。

平成 28 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 22 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 7,765 万 4,000 円とするものでございます。

130 ページ、131 ページをご覧ください。歳入でございます。

いずれも交付金額の決定と決算見込み額による変更となっております。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目介護給付費負担金 31 万 6,000 円の減額でございます。

大きいところでは、4 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金 292 万 5,000 円の減額となっております。

5 款県支出金 1 項県負担金 1 目介護給付費負担金で 478 万円の減額となっております。

次のページをお開きください。

7 款繰入金 1 項一般会計繰入金 1 目介護給付費繰入金として 678 万 3,000 円の追加でございます。4 目その地一般会計繰入金、低所得者保険料軽減負担

金につきましても、あわせて決算見込み額による変更となっております。7
款繰入金 2項基金繰入金 1目基金繰入金228万1,000円の追加でございます。
こちら決算見込みによる追加となっております。

次のページをお開きください。歳出でございます。

いずれも決算見込みによる追加、減額となっております。

2款介護給付費 1項介護サービス等諸費 1目介護サービス給付費につきま
しては、19節負担金補助及び交付金の中で、在宅介護サービス給付費を300万
円減額し、施設介護サービス給付費を300万円追加するといった内容となつて
ございます。

次のページをお開きください。

3款地域支援事業費 2項包括的支援事業・任意事業費 2目包括的支援・任
意事業費19万8,000円の減額でございます。いずれも決算見込みによる追加、
減額となっております。

以上でございます。

○議長（総務課長） 総務課長。

○総務課長（小林博隆） 議案の方に戻ってください。提出議案の6ページを
お願いします。

議案第22号 平成28年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計への繰入れにつ
いてでございます。

平成28年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計は、統合簡易水道事業費分とし
て、平成28年度上小阿仁村一般会計から繰り入れる額を1,050万円減額し、
8,972万3,000円以内とすることについて、議会の議決を求めるものでござい
ます。

提案理由は、地方財政法第6条の規定により、この議案を提出するものであ
ります。

7ページをお願いします。

議案第23号 平成28年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計への繰入れ
についてであります。

平成28年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計は、施設管理費分として、
平成28年度上小阿仁村一般会計から繰り入れる額を542万2,000円減額し、4,603
万4,000円以内とすることについて、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、地方財政法第6条の規定により、この議案を提出するものであ
ります。

8ページをお願いします。

議案第24号 平成28年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについ

てであります。

平成 28 年度上小阿仁村下水道事業特別会計は施設管理費分として、平成 28 年度上小阿仁村一般会計から繰り入れる額を 275 万 5,000 減額し、2,487 万 4,000 円以内とすることについて、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、地方財政法第 6 条の規定により、この議案を提出するものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 14 号から議案第 24 号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 29 議案第 25 号から日程第 32 議案第 28 号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第 29 議案第 25 号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件から、日程第 32 議案第 28 号 上小阿仁村過疎地域自立促進計画（平成 28 年度～平成 32 年度）の変更についての件まで 4 件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林博隆） 議案書の 9 ページでございます。

議案第 25 号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、別記のとおり提出する。

提案理由は、農業委員会法の改正に伴い、所要の規定の整備を図る必要があるため、この条例案を提出するものであります。

10 ページをお願いします。下の表をご覧ください。

会長の報酬月額を 2 万 4,000 円。委員の報酬月額を 2 万円に改め、新たに新規に農地利用適正化推進委員を設け、その報酬月額を 1 万 5,000 円とするものでございます。

附則として、この条例は、平成 29 年 7 月 20 日から施行いたします。

○総務課長（小林博隆） 11 ページをお願いします。

議案第 26 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別記のとおり提出する。

提案理由は、秋田県人事委員会の勧告に準じて、一般職の職員の勤勉手当の額を改正するため、この条例案を提出するものであります。

12 ページをお願いします。一般職員の職員の勤勉手当の率を 100 分 82.5 から 80 に改めるものでございます。

○総務課長（小林博隆） 13 ページをお願いします。

議案第 27 号 特別会計条例の一部を改正する条例についてであります。

特別会計条例の一部を改正する条例を、別記のとおり提出する。

提案理由は、上小阿仁村特別養護老人ホーム杉風荘の民営化に伴い、この条例案を提出するものでございます。

14 ページをお願いします。

特別養護施設特別会計は、第 1 条第 4 号に記載がありますが、これを削除して、第 5 条農業集落排水事業特別会計以下の 4 つの会計の記載の順番を 1 号ずつ繰り上げるものでございます。

附則で、この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行すること、また、廃止する特別会計に出納閉鎖期間を設けることとしております。

○総務課長（小林博隆） 15 ページをお願いします。

議案第 28 号 上小阿仁村過疎地域自立促進計画の変更についてです。

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間における上小阿仁村過疎地域自立促進計画を、別添のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

提案理由でございます。

過疎地域自立促進特別措置法第 6 条の規定により、この議案を提出するものでございます。

内容については、16 ページから 25 ページまでとなっております。

産業の振興では、林業経営 100 年整備計画作成事業など、生活環境の整備では、住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画策定などの事業を、新たに追加するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 25 号から議案第 28 号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 33 議案第 29 号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第 33 号 議案第 29 号 上小阿仁村村税条例の一部を

改正する条例について件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（加藤浩二） 引き続き提出議案の 26 ページをご覧ください。

議案第 29 号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例について

上小阿仁村村税条例及び上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出するものでございます。

提案理由は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令及び特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の改正が必要なため、この条例案を提出するものでございます。

27 ページ以降に改正内容を記載しておりますが、主な改正点といたしましては、消費税及び地方消費税の税率引上げの時期が、平成 31 年 10 月 1 日に延期になったことに伴う改正となっております。

自動車取得税の廃止時期並びに自動車税、軽自動車税における環境性能割の導入時期及び法人住民税法人割の税率改正時期が、平成 31 年 10 月 1 日に延期されるため、条例中の関連する箇所を改正するものであります。

以上であります。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 29 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 34 議案第 30 号から日程第 37 議案第 33 号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第 34 議案第 30 号 上小阿仁村工場誘致条例の一部を改正する条例についての件から、日程第 37 議案第 33 号 上小阿仁村特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件まで、4 件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。産業課長兼建設課長。

○産業課長兼建設課長（武石晋） 34 ページをお開きください。

議案第 30 号 上小阿仁村工場誘致条例の一部を改正する条例について

上小阿仁村工場誘致条例の一部を改正する条例を、別記のとおり提出する。

提案理由 村内への工場誘致に対する支援の充実を図るため、この条例案を提出するものでございます。

次の 35 ページをお開きください。改正の内容でございます。

雇用奨励金の部分でございます。従来「15 万円」だったものを、「年額 20 万

円」に改めるものでございます。村内居住の「25万円」の部分、「年額30万円」に改めるものでございます。

なお、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

続きまして36ページ、議案第31号 上小阿仁村工場新設並びに増設の奨励に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

上小阿仁村工場新設並びに増設の奨励に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由 村内での工場の新設・増設に対する支援の充実を図るため、この条例案を提出するものでございます。

37ページ、38ページをお開きください。

条例の内容でございます。条例の主な内容についてですけれども、今まで村内の工場新設にあたりまして、工場新設に際しては、「10人」という表記がございました。その「10人」の部分「3人」に改めるものでございます。増設につきましては、「5人以上」とあったものを「1人以上」に改めるものでございます。

今回、企業誘致の方と関係性を持たせるため、新たに雇用奨励金の交付と利子補給の交付を設けることを追加してございます。

内容につきましては38ページの別表の方に、新たに追加しているものでございます。固定資産税相当額交付金につきましては5年間継続する。これは従来そのままでございます。

新たに雇用奨励金の交付、営業開始若しくは増設した日から3年の間に、新規に従業員を雇用した場合に奨励金を交付するものでございます。従業員一人当たり20万円、村内居住の従業員にあつては30万円を、3年間継続して交付するという内容でございます。但し、一企業につき年額1,000万円を限度とするものでございます。

利子補給金の交付につきましては、操業開始以降の最終の利子の支払いの2分の1を交付するものとし、以後3年間継続するというものでございます。さらに1企業に対しましては、各年500万円を上限とするものでございます。

附則としまして、この条例は平成29年4月1日からの施行といたします。

続きまして39ページをお開きください。

議案第32号 上小阿仁村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

上小阿仁村道路占用料徴収条例の一部を、次のように改正する条例を、別記のとおり提出するものでございます。

道路法施行例が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

国土交通省による全国の固定資産評価額の評価替え等を踏まえ、平成 29 年 1 月 18 日に、国交省から交付通知がなされてございます。全国では第 1 級から第 5 級までの区分がありますが、第 1 級から第 3 級までにつきましては、50 万人から 20 万人未満の市が対象となっております。その地域における評価につきましては上昇してございますが、第 4 級から第 5 級の市町村につきましては、概ね 3% の減額となっております。上小阿仁村は第 5 級に指定されてございますので、第 5 級の部分については約 3% 減額となっております。

40 ページから 44 ページの上段までが、現在の占用料でございます。

44 ページ以降が新しい占用料になります。参考までに第 1 種電柱につきましては、電柱にケーブルが 3 本まで吊り下がっているのを第 1 種と言います。金額につきましては 310 円から 300 円になるものでございます。

続きましては 49 ページ、50 ページをお開きください。

議案第 33 号 上小阿仁村特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

上小阿仁村特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、別記のとおり提出するものでございます。

提案理由 入居者の資格等について、上小阿仁村営住宅管理条例の規定の統一を図るため、この条例案を提出するものでございます。

条例の内容については、公共管理住宅の方につきましては、暴力団に関する規定等がございましたが、特定公共賃貸住宅の方については、暴力団の規定が記載されていなかったため、その条項を追加するものでございます。それ以外に、様式等も順位が違いますので、条項の読み替え等を行ってございます。

以上でございます。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 30 号から議案第 33 号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 38 議案第 34 号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第 38 議案第 34 号 秋田県町村電算システム共同事業組合規約の変更についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林博隆） 51 ページをお願いします。

議案第 34 号 秋田県町村電算システム共同事業組合規約の変更についてであります。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、秋田県町村電算システム共同事業組合規約を、別紙のとおり変更することについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

提案理由でございます。秋田県町村電算システム共同事業組合規約における共同処理する事業を明確化するため、所要の規定の整備を図る必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

52 ページでございます。

共同化の事業に戸籍事務を追加することに伴い、別表 2 を新設して、共同化事業を明文化するものでございます。

附則として、この規約は、知事の許可を受け、平成 29 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上です。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 34 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 39 陳情 上程・付託

○議長（小林信） 日程第 39 陳情の件を議題といたします。

本定例会において受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりでありますので、総務産業常任委員会に付託いたします。

散 会

○議長（小林信） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労様でした。

14 時 28 分 散会